

利用者預り金管理業務における業務上横領事案の報告

この度、当法人が運営する共同生活援助事業所において、当法人のⅡ種雇用契約職員が、7年間にわたり複数の利用者様の預り金を横領していたことが発覚しました。

利用者様と預り金管理委託契約を締結し、大切な預貯金等をお預かりする立場にありながら、このような不祥事を起こしてしまいました。利用者様をはじめ、ご家族、関係者の皆様に対し、多大なるご迷惑をお掛けするとともに、皆様の信頼を失墜したことにつきまして心よりお詫び申し上げます。

経緯：利用者様の預り金について、帳簿を確認したところ用途不明金があることが発覚しました。

その後、預り金管理委託契約を締結している全利用者様の帳簿調査を行うとともに、当該職員より聞き取り調査を実施したところ、当該職員も横領の事実を認めました。

横領の額等：対象利用者数 46 名、総額 2,355 万円

横領額については、当該職員から全額回収し、利用者様への弁済手続きを進めています。

法人の対応：当該職員については、当法人の就業規則に則り、懲戒解雇処分といたしました。更に、刑事告訴に向け、弁護士及び警察との調整を進めています。

当該職員を管理監督する立場にあった職員についても当法人の就業規則に則り処分を行いました。更に、運営責任として理事長、専務理事、常勤理事の6月度賞与を10%減額しました。

なお、預り金を取り扱う法人内の他の事業所について調査を行ったところ、不適切な点は確認されませんでした。

今回の事態を法人として厳粛に受け止め、再発防止に取り組むとともに、一日でも早く皆様からの信頼を回復できるよう役職員一同、コンプライアンスの遵守に一層努めてまいります。

令和8年7月6日

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団
理事長 宮脇 章二郎

問い合わせ先

法人事務局：TEL 0721-34-2180

又は

業務改革室：TEL 0721-70-7862